

(4) 指定通院医療機関 (基幹型) の推薦依頼

精神医療に係る地域医療体制を基礎に、地域の基幹病院として、指定通院医療機関(基幹型)を各都道府県に最低2カ所、人口100万人あたり2~3カ所を指定する。

各都道府県においては、地域でのバランス、当該医療機関の精神医療の専門性等を踏まえつつ、一定の基準を満たすものとして、指定通院医療機関として適当と考えられる医療機関を、関係団体と相談の上、推薦願いたい。(日本精神科病院協会に対して、国から支部レベルでの協力の要請を行っている。)

今後の進め方

- 7月9日 基幹型の指定通院医療機関の推薦依頼
- 10月末日 各都道府県は、各医療機関の同意の上、指定通院医療機関の候補となる医療機関を厚生労働省に推薦
- 11月以降 各都道府県は基幹型と連携する補完的な医療機関、訪問看護ステーションを推薦することを要請予定
 - 1 施行までに、地方厚生局は、各医療機関から文書による同意を得て指定
 - 2 保険薬局の取扱いは別途検討中

一定の基準

常勤の精神保健指定医が在職する医療機関
臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士等を配置(非常勤でも可)
看護職員3:1(病状悪化時の入院医療体制(3:1程度)を連携体制で確保する場合を除く)

個別の地域事情により、この基準外のものを指定することも可能とすることで検討